

特別養護老人ホーム入所申込のご案内

【特別養護老人ホーム（特養）とは】

日常生活を送る上で常に介護を必要とし、原則要介護3から要介護5と認定された方が、自宅で生活することが困難な場合に入所する「住まい」としての施設です。

大阪府では特養の入所申込手続きに、統一の申込書を使用しています。

入所選考委員会にて入所の必要性の高い方から入所できるよう、要介護度その他の状況を点数化し、入所優先度の判定を客観的に行います。

【申込できる方】

- 1 申込時点で要介護3～5と認定され、自宅で介護を受けて生活するのが困難な方。
 - 2 申込時点で要介護1または2と認定され、入所申込書に記載されている事項から特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情があると認められる方。
- ※ 申込時点で要介護度の更新中または見直し中の方は、提出先へ御相談ください。なお、要介護認定調査を受けたことがない方、認定調査を受けたが結果の通知がまだの方、要支援1又は2と認定された方は申込できません。

介護保険法上または施設設備の都合上、次のいずれかに該当する方は入所できません。

※ 申込地点で下記（2）～（6）にあてはまる方は、まず御担当の医師に相談し、特別養護老人ホームでの今後の生活が可能との判断を仰いでからお申し込みください。御協力をお願いいたします。

- （1）要介護認定調査の結果、「非該当」「要支援1」「要支援2」と認定された方。
- （2）心身の疾患について入院加療が必要な方。
- （3）高度または頻繁な医療処置が必要な方。24時間持続または夜間の医療処置が必要な方。
- （4）急変する恐れの高い病状の方。
- （5）認知症その他の疾患に起因する精神症状により、治療が必要な方及び治療中の方。本人または他者の安全・安心の確保が困難な症状のある方や集団生活に全く馴染めない方は、治療を受け、症状が改善または安定した時点でお申し込みください。
- （6）その他、感染症等により医師が入所困難と判断した方。

【申込方法】

「入所申込書兼台帳」、「入所選考調査票」、「入所申込みに係る同意書」、「介護保険被保険者証」、「介護保険要介護認定調査票基本調査」、「直近3か月分のサービス利用表及び別表の写し」、「診療情報提供書（健康診断書）」を、施設まで御提出ください。郵送またはFAXによる提出も受付しております。

在宅介護中の方は、担当ケアマネジャーに提出を代行してもらうことも可能です。

「入所選考調査票」について、入院中等のため担当ケアマネジャーのいらっしゃらない方は、相談員・看護師等に作成を依頼してください。

【留意事項】

提出された入所申込書は、期限なく有効です。申込を取り下げの場合、申込内容に変化があった場合は下記へ御連絡ください。

- （1）次の場合は下記へ御連絡ください。変更内容によっては、再申請をお願いする場合がありますが、御協力をお願いいたします。

ア 入所希望者が転居した場合。入院・入所中の方は入院先等が変更した場合。

イ 入所希望者の要介護度が変更した場合。

ウ 入所希望者の御体調（医療処置や認知面）や、介護者の状況に変化のあった場合。

エ 連絡先を変更する場合。連絡先の方が転居・電話番号変更等をする場合。

オ 入所時期に関するお考えや入所を希望する施設を変更する場合。

カ 特別養護老人ホームから入所に関する連絡を受けたが辞退したい場合。御連絡をいただけない場合、入所申込を取り下げさせていただくことがあります。

2）次の場合は入所申込を取り下げます。

ア 特別養護老人ホームに入所した場合。

イ 入所希望者が死亡した場合。

ウ 特別養護老人ホームへ入所する意思がなくなった場合。

エ 要介護認定が非該当及び要支援1・2に軽減された場合。

オ 要介護認定有効期限満了後、更新されていない場合